③　試験内容
◎　多肢選択式（教養問題）40題
国会議員の政策担当秘書に相応した高度で幅広い内容を有する多肢選択式試験
◎　論文式（総合問題）３題のうち１題は必須、残りの２題中１題を選択
国会議員の政策担当秘書として必要な高度な企画力・分析力・構成力等を見る総合的な論文式試験

⑵　第２次試験
①　試験日　令和８年８月26日（水）
②　試験場　参議院又は衆議院（東京都千代田区永田町１－７－１）
③　試験内容　口述式

5　合格者発表
⑴　第１次試験　令和８年８月18日（火）　受験番号を掲示するとともに、合格者には郵送で通知する。
⑵　最終合格　令和８年９月10日（木）　受験番号及び氏名を掲示するとともに、第２次試験受験者（欠席者を除く。）には郵送で合否を通知する。
⑶　掲示場所等　いずれも参議院第二別館前及び衆議院第二別館前に午前９時30分に掲示して発表する。（参議院ホームページ及び衆議院ホームページにも合格発表日の午前11時以降に合格者の受験番号を掲載する。また、最終合格者については、合格発表日以降、官報に受験番号及び氏名を掲載する。）

6　受験手続　受験申込受付期間　令和８年５月７日（木）から５月15日（金）までとする。
（受験申込は、参議院ホームページ又は衆議院ホームページから、原則、インターネットによる申込とする。）

7　提出書類　受験資格確認のため、第１次試験合格者は、受験資格を証明する大学又は大学院の卒業又は修了（見込）証明書等及び住民票の写し（いずれも令和８年４月１日以降発行のもので、住民票の写しについては本籍地の記載があり個人番号の記載がないもの）を第２次試験の際に提出すること。

8　合格者の採用方法　本試験合格者は、国会議員政策担当秘書資格試験合格者登録簿に登録され、参議院議員又は衆議院議員が、当該登録簿に登録された者の中から採用する。

9　問い合わせ先　受験手続その他受験に関する問い合わせは、下記までとする。
〒100―0014　東京都千代田区永田町１－７－１
参議院事務局庶務部議員課
ＴＥＬ03（5521）7485
ホームページアドレス
https://www.sangiin.go.jp/
衆議院事務局庶務部議員課
ＴＥＬ03（3581）5165
ホームページアドレス
https://www.shugiin.go.jp/

**第 58 回社会保険労務士試験の実施について**

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第10条第１項及び第10条の２第１項の規定に基づき、第58回社会保険労務士試験を次のように実施する。

令和８年４月 10 日
厚生労働大臣　上野賢一郎

1　試験地　北海道、宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、熊本県及び沖縄県
2　試験日　令和８年８月23日（日）
3　試験科目
選択式試験　８問
労働基準法及び労働安全衛生法　１問
労働者災害補償保険法　１問
雇用保険法　１問
健康保険法　１問
厚生年金保険法　１問
国民年金法　１問
労務管理その他の労働に関する一般常識　１問
社会保険に関する一般常識　１問
択一式試験　70問
労働基準法及び労働安全衛生法　10問
労働者災害補償保険法　７問
雇用保険法　７問
労働保険の保険料の徴収等に関する法律　６問
健康保険法　10問
厚生年金保険法　10問
国民年金法　10問
労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識　10問

4　法令等の適用日　解答に当たり適用すべき法令等は、令和８年４月10日（金）現在施行のものとする。

5　受験資格
⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学において学士の学位（同法第104条第２項に規定する文部科学大臣の定める学位（同法による専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。）を得るのに必要な一般教養科目の学習を終わった者又は同法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
⑵　旧高等学校令（大正７年勅令第389号）による高等学校高等科、旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学予科又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を卒業し、又は修了した者
⑶　司法試験予備試験又は高等試験予備試験に合格した者
⑷　国又は地方公共団体の公務員として行政事務に従事した期間及び行政執行法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して３年以上になる者
⑸　行政書士となる資格を有する者
⑹　社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人又は弁護士、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務の補助の事務に従事した期間が通算して３年以上になる者
⑺　労働組合の役員として労働組合の業務に専ら従事した期間が通算して３年以上になる者又は会社その他の法人（法人でない社団又は財団を含む。）（労働組合を除く。⑻において「法人等」という。）の役員として労務を担当した期間が通算して３年以上になる者
⑻　労働組合の職員又は法人等若しくは事業を営む個人の従業者として労働社会保険諸法令に関する事務のうち、特別な判断を要しない単純な事務以外の事務に従事した期間が通算して３年以上になる者
⑼　厚生労働大臣が前記⑴から⑻までに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

6　受験手続
⑴　受験申込書、受験案内等の交付
ア　インターネットによる受験申込みを希望する場合　令和８年４月10日（金）以降、社会保険労務士試験オフィシャルサイトに受験案内等を掲載し閲覧できるようにする。
（社会保険労務士試験オフィシャルサイト
https://www.sharosi-siken.or.jp/）
イ　郵送による受験申込みを希望する場合　令和８年４月10日（金）から５月29日（金）まで（必着）に、全国社会保険労務士会連合会試験センター（〒103―8347　東京都中央区日本橋本石町３－２－12　社会保険労務士会館５階　電話03―6225―4880）（以下「試験センター」という。）へ、返信用封筒（角形２号）を同封して、郵便により１人１部ずつ請求すること。なお、試験センターへの請求の際には、封筒の表面に「受験案内　請求」と朱書し、返信用封筒には、郵便番号・住所・氏名を明記し、180円（速達の場合は480円）分の切手を貼ること。
⑵　受験申込み　受験希望者は、インターネットでの受験申込み又は郵送での受験申込書の提出を行うこと。受験申込みに当たっては、次に掲げる書類等を受験申込先に提出すること。
ア　受験資格を有することを明らかにすることができる書類
イ　写真
ウ　下記⑶の受験手数料の納付を証明する書類（郵送による受験申込みの場合）
なお、試験科目の一部について試験の免除を受けようとするときは、併せて社会保険労務士試験の試験科目の免除申請を行うこと。
また、この申請に当たっては、社会保険労務士法別表第２の下欄に掲げる者に該当することを明らかにすることができる書面を提出しなければならない（既に免除の決定を受けた試験科目のみの申請の場合を除く。）。
⑶　受験手数料　受験手数料は、試験センターが指定する方法により15,000円を払い込むことにより納付すること。
⑷　受験申込先　試験センター
⑸　申込受付期間
ア　インターネットによる受験申込みの場合　令和８年４月13日（月）10時00分から５月31日（日）23時59分までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。